

政策会議議事概要

日 時：令和8年4月27日（月）9時30分～10時21分

場 所：知事室

出席者：19名

玉城知事、大城副知事、宮城副知事、小川政策調整監、知事公室長、
総務統括監、企画部長、環境部長、生活福祉部長、こども未来部長、
保健医療介護部長、農林水産部長、商工労働部長、文化観光スポーツ部長、
土木整備統括監、教育長、病院事業局長、企業局長、県警本部長

報告事項

- 1 ソーシャルメディア利活用ガイドラインの改定について（知事公室）
- 2 公文書の適正な管理に向けた令和8年度の取組について（総務部）
- 3 働きやすい職場環境づくりに向けた取組について（総務部）
- 4 令和9年度沖縄振興予算確保に向けた市町村との意見交換会について（総務部）
- 5 「沖縄県職員 SDGs マスターズ」の募集及び「おきなわ SDGs プラットフォーム」の周知について（企画部）
- 6 「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会 中間とりまとめ」について（企画部）
- 7 PFOS等調査について（環境部）
- 8 こども・若者モニターの活用について（こども未来部）
- 9 県内農林水産物PRイベントについて（農林水産部）
- 10 県内経済団体との意見交換について（商工労働部）
- 11 「第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会」の開催について（文化観光スポーツ部）
- 12 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）について（教育庁）
- 13 経営再建計画の策定について（病院事業局）

知事等の発言

- ・働き方改革については、外部の方と話すと、県庁の職員は自身の業務に懸命に取り組むが、新しい提案がなかなか上がってこない、という意見をいただくことがある。職員の意見を反映させる取り組みについてもっと工夫してほしい。(玉城知事)
- ・「沖縄県職員 SDGs マスターズ」のより良い活用方法の検討や、プラットフォームに参加したことによるメリットの周知等が必要ではないか。(玉城知事)

以上

令和8年4月27日

政策会議 提案議題

- 1 ソーシャルメディア利活用ガイドラインの改定について
(知事公室) . . . P1
- 2 公文書の適正な管理に向けた令和8年度取組について
(総務部) . . . P2
- 3 働きやすい職場環境づくりに向けた取組について
(総務部) . . . P5
- 4 令和9年度沖縄振興予算確保に向けた市町村との意見交換会について
(総務部) . . . P9
- 5 「沖縄県職員 SDGs マスターズ」の募集及び「おきなわ SDGs プラットフォーム」の周知について
(企画部) . . . P11
- 6 「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会 中間とりまとめ」について
(企画部) . . . P15
- 7 PFOS 等調査について
(環境部) . . . P18
- 8 こども・若者モニターの活用について (こども未来部) . . . P23
- 9 県内農林水産物 PR イベントについて (農林水産部) . . . P25
- 10 県内経済団体との意見交換について (商工労働部) . . . P26
- 11 「第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会」の開催について
(文化観光スポーツ部) . . . P28
- 12 高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)について

(教育庁) . . . P29

13 経営再建計画の策定について

(病院事業局) . . . P30

意見交換事項等

所管部局：知事公室広報課

件名	ソーシャルメディア利活用ガイドラインの改定について
内容	<p>【経緯・現状】 平成25年度にソーシャルメディア利用ガイドラインを制定し、各所属においてSNS等上に県政情報を発信する際の利用原則や注意事項を示してきたところ。</p> <p>昨今のプラットフォームによる様々なサービスの展開や生成AIを活用した情報発信などにより、ソーシャルメディアの社会的影響力が拡大している。</p> <p>【課題】 <u>ソーシャルメディアを事業に利活用するためには、事業目的に沿った情報発信となるよう、メディアを選定し、効果検証により改善に取り組むとともに、炎上・なりすまし・偽情報などのリスクを十分理解した上で適切に運用する必要がある。</u></p> <p>【対応】 同ガイドラインを改訂し、<u>戦略的なメディアの選定、セキュリティ要件の具体化、アカウント開設後の効果検証と改善、所属長の責務、守秘義務や生成AIの取り扱い、禁止事項、炎上時や偽情報への対応等を明記した。</u></p> <p>【周知依頼】 上記詳細は「<u>沖縄県ソーシャルメディア利活用ガイドライン（令和8年3月改訂）</u>」を参照。 <u>各所属長及び職員への周知をお願いしたい。</u></p> <p>➤全庁掲示板⇒知事公室⇒広報課⇒SNS等情報発信強化・ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>沖縄県ソーシャルメディア利活用ガイドライン改定版・別表1</u> ●<u>沖縄県ソーシャルメディア利活用ガイドライン（研修資料）</u>

意見交換事項等

所管部局：総務部（総務私学課）

件名	公文書の適正な管理に向けた令和8年度取組について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年4月1日から「沖縄県公文書等の管理に関する条例」、公文書管理規程及びガイドライン（運用指針）が施行されている。 ○ 本条例では、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、県政が適正かつ効率的に運営され、県の諸活動を県民に説明する責務が全うされることを目的としている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 条例に基づき、職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績に係る記録文書を適正に作成する必要がある。 ※令和7年度に実施した記録文書の作成の試行（令和8年1月～2月）の結果は別紙1のとおり。 ○ 職員は、保存期間が満了した後の公文書ファイル等について、公文書館に移管又は廃棄するか措置を定めなければならない。廃棄する公文書ファイル等については、あらかじめ附属機関である公文書管理委員会に意見を聴取しなければならない。 ○ 職員は、適正かつ効率的な公文書の管理及び適切な歴史公文書等の保存及び移管のため毎年度、研修を受ける必要がある。 ※令和7年度受講数は1,486名（県職員数全体の約3割） <p>【県の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部局において、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績に係る記録文書が適切に作成されるよう出先機関も含めて職員に意識付けいただきたい。 ○ 公文書ファイル等の廃棄にあたっては、公文書管理委員会の意見を聴くことが条例により定められているため、職員が誤って廃棄してしまわないよう注意喚起していただきたい。 ○ 令和7年度に引き続き、職員に向けた公文書の管理に関する研修を実施するため、職員が研修を受講できるよう配慮いただきたい。 <p>【スケジュール】 別紙2のとおり</p>

【別紙 1】記録文書の作成実績等

調査対象：令和8年1月5日から2月28日までに作成した記録文書
 ※試行期間（令和8年1月5日から3月31日）

<記録文書の種別>

- ①知事や部局長等との打合せに係る記録文書
- ②会議に係る記録文書
- ③交渉、要望等に係る記録文書
- ④知事等が対応する重要な対談等の記録文書

部局	①	割合	②	割合	③	割合	④	割合	計	割合
知事公室	11	10.6%	11	9.5%	0	0.0%	0	0.0%	22	7.9%
総務部	30	28.8%	18	15.5%	0	0.0%	0	0.0%	48	17.3%
企画部	41	39.4%	14	12.1%	1	2.0%	8	88.9%	64	23.0%
生活福祉部	0	0.0%	7	6.0%	4	8.2%	0	0.0%	11	4.0%
こども未来部	4	3.8%	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	5	1.8%
保健医療介護部	4	3.8%	23	19.8%	2	4.1%	0	0.0%	29	10.4%
農林水産部	2	1.9%	6	5.2%	6	12.2%	1	11.1%	15	5.4%
商工労働部	6	5.8%	16	13.8%	0	0.0%	0	0.0%	22	7.9%
文化観光スポーツ部	3	2.9%	16	13.8%	0	0.0%	0	0.0%	19	6.8%
土木建築部	3	2.9%	4	3.4%	36	73.5%	0	0.0%	43	15.5%
出納事務局	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	104	100.0%	116	100.0%	49	100.0%	9	100.0%	278	100.0%

意見交換事項等

所管部局：総務部

件名	働きやすい職場環境づくりに向けた取組について
内容	<p>1 現状</p> <p>(1) 近年、普通退職者は増加傾向（R7 116人（従来定年年齢退職者数17人））にあり、退職者のアンケート結果では、退職の最も大きな理由として「業務の負担が大きかったこと」が挙げられている。</p> <p>(2) 現役の職員を対象にしたアンケート結果でも、仕事と私生活を両立できる働きやすい職場であると実感している職員の割合は約6割となっている。</p> <p>(3) また、時間外勤務の実績をみても、令和6年度に100時間以上の長時間の時間外勤務を命じられた職員数は延べ120人となっていることを踏まえると、職員の働き方改革・働きやすい職場環境づくりは喫緊の課題である。</p> <p>2 今後の取組について</p> <p>(1) 令和8年4月から人事課内に「働き方改革・人材確保推進室」を設置し、職員の働きやすい職場環境の整備と、職員の高い意欲の維持向上を図ることで、有為な人材確保に繋げるための取組を強力に推進することとしている。</p> <p>(2) 一方、働きやすい職場環境の実現に向けては、総務部による制度や施策の充実だけでなく、各所属単位での主体的な取組も不可欠であることから、今回、総務部関係課が一体となり、別添のとおり通知文を発出した。</p> <p>(3) 各部長におかれては、所属の状況等に応じた創意工夫を行いながら、職員一人ひとりが生き生きと最大のパフォーマンスを発揮できる職場環境づくりに、全庁一丸となって取り組めるよう協力をお願いしたい。</p> <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場環境づくりに向けた取組のより一層の推進について（令和8年4月24日付け総務部長通知） ・働き方改革・人材確保推進室による主な取り組み

2 計画的な休暇取得の推進

- (1) 職員が気兼ねなく安心して休暇を取得できるよう休暇取得時の業務処理の体制構築や、職員への計画的な取得促進など「働き方（休み方）改革の推進について（令和8年3月25日付け総行第468号）」で通知した内容に取り組みられるようお願いします。
- (2) 心身のリフレッシュを図り、職務への活力を創出する観点から、職員に対し、土日や休日の前後に休暇を取得（添付「参考資料」を参照）することにより、1週間以上の連続した休暇取得の推奨をお願いします。

3 職員の選択による柔軟で多様な働き方の推進

- (1) 時差通勤制度及び在宅勤務制度については、公務の円滑な運営体制に配慮しつつ、育児や介護、交通渋滞による通勤負担の軽減など職員個々の事情に応じた柔軟な活用が可能となる環境整備に努めていただきますようお願いします。
- (2) 子育てや介護に関する休暇、休業及び給付等の各種制度を掲載した「両立支援ハンドブック（第8版）」を職員に周知するとともに、職員から子育て等と仕事の両立に関する申し出があった際には、組織として柔軟に対応できる職場環境づくりに取り組まれるようお願いします。
- (3) 庁舎改修後の多様な働き方を体験できる「トライアル・ワークスペース」を設置しております。本スペースを活用することで、従来の枠にとらわれない新しい働き方や、改修後の執務環境のありたい姿を具現化しており、公務の運営に支障がない範囲で積極的な利用を促していただきますようお願いします。

4 職員が安心して能力を発揮できる環境整備

- (1) 職員が安心して能力を発揮するためには、ハラスメントのない職場づくりが不可欠であり、引き続き「沖縄県職員ハラスメント防止規程」に基づき、実効性のある取り組みを進めていただきますようお願いします。
- (2) カスタマーハラスメントについては、「沖縄県カスタマーハラスメント対応要領」に基づき、職員を孤立させることなく、組織全体で対応いただきますようお願いします。なお、職員の業務負担軽減や、カスタマーハラスメント防止対策を目的として、本庁舎（行政棟）の外線電話への自動音声・通話録音システムの導入（令和8年8月予定）に向けて準備を進めております。
- (3) 職員の福利厚生施設の充実については、職務への活力を創出する観点から重要であります。職員のニーズ等を踏まえて、活用用途を決定していくこととしておりますので、今後予定している職員向けのアンケート調査について、ご協力のほどよろしくお願いします。

[参考]働き方改革・人材確保推進室による主な取り組み



① 攻めの人材確保

(人材確保対策の抜本的強化)

従来の「待ちの採用」を脱却し、民間企業と競合できる採用戦略へ転換します。

- 採用プロセスの刷新: 社会人経験枠(事務職)等の「新たな採用方式」の導入、試験日程の前倒し(特別枠の実施)、再採用試験の実施、各種選考採用試験の要件緩和検討と追加実施。
- 戦略的広報(ブランディング): 職種や年齢層などターゲット別のPR動画を作成、若手職員の「リアルな働きがい」の声を専門Webサイトで発信し、志望者を獲得。
- 専門職・技術職の確保: 採用難職種(土木・建築・獣医等)にかかる処遇改善の検討・個別アプローチの実施。



② 守りの働き方改革

(働き方改革及び休み方改革の推進)

職員が健康に長く働き続けられる環境(定着率向上)を整備します。

- 長時間労働の是正: 時間外勤務の上限超えについての検証、管理職による業務の再配分など。
- 柔軟な働き方の推進: テレワーク(在宅勤務制度)の利用促進、時差出勤の利便促進と環境整備、フレックスタイム制度導入の検討・試行。
- 職員アンケート実施: 毎年度、アンケートを実施し、職員の声を踏まえて制度等へ反映。
- 障害者雇用: 相談機能等の充実・強化、業務集約型の職場(組織)の設置検討。



③ 業務支援ユニット

(緊急避難措置)

突発的な欠員や業務変動により繁忙となる部署(繁忙部署)について、職員を派遣し業務を支援します。

- 仕組み: 繁忙部署に人事課付の専任職員を派遣(兼務)することで、繁忙部署の業務負担を緩和。
- 体制: 人事課付けの主幹を一定期間(4~6月間程度)兼務発令により派遣。
- 目的: 繁忙部署が機能不全に陥るのを防ぐ「緊急避難」としての役割に特化し、正常機能を取り戻した段階または一定期間満了時に撤収。

意見交換事項等

所管部局：総務部

件名	令和9年度沖縄振興予算確保に向けた市町村との意見交換会について
内容	<p>【現状】 例年、国庫要請に当たっては市町村意見交換会を開催してきたが、令和9年度国庫要請に向けては、同意見交換会をより充実したものとするため、次のように改めることを検討しており、4月28日に開催される沖縄振興拡大会議にて説明を行う予定。</p> <p>【見直しの方向性】 (1)従来からの市町村意見に対する県の見解は、資料配布を中心に対応。 (2)会議では主に要請書骨子案と要請資料について協議したい。 (3)昨年までは5月下旬に3回に分けて実施していた意見交換を5月中旬に2回に分けて開催したうえで、6月上旬に5月の協議内容確認のための会議を開催する。</p> <p>(参考) 資料1 市町村意見交換会の見直しについて</p>

市町村意見交換会の見直しについて

資料1

R 8 年度市町村意見交換会（案）	R 7 年度市町村意見交換会
<p>【要請書等に対する意見/5月中旬】 <u>＜次第案＞</u> ※2回に分けて開催 令和9年度沖縄振興予算<u>確保</u>に向けた 意見交換会</p> <p>1 開会 2 総括説明 3 <u>要請書骨子案についてのご意見</u> 4 <u>要請書説明資料についてのご意見</u> 5 自由討論 6 閉会</p>	<p><u>＜昨年度次第＞</u> ※3回に分けて開催 令和8年度沖縄振興予算<u>要請</u>に向けた 意見交換会</p> <p>1 開会 2 総括説明 3 <u>市町村御意見等</u> 4 <u>御意見に対する県の見解</u> 5 自由討論 6 閉会</p>
<p>【要請書等に対する意見/6月上旬】 ※1回のみ開催</p> <p>1 開会 2 要請書等の最終確認 3 自由討論 4 閉会</p>	<p>資料 配布のみ</p> <p>実施なし</p>
1回目	2回目

意見交換事項等

所管部局：企画部

件名	「沖縄県職員 SDGs マスターズ」の募集及び「おきなわ SDGs プラットフォーム」の周知について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企画部では「沖縄県職員 SDGs マスターズ」を募集している。 ○ 「マスターズ」とは、沖縄県における SDGs の推進に向け、SDGs の普及啓発に係る取り組みに協力いただける職員を登録する制度。 (R7 登録者：67 名) ○ 「マスターズ」の皆様には、SDGs に関する「おきなわ県政出前講座」の講師として講義を行っていただくことや、企画調整課が主催する SDGs の普及啓発に関するイベント、ワークショップ等への協力、各部局・各課における自主的な勉強会等の実施等、SDGs の普及啓発にご協力をいただいている。 ○ 「おきなわ SDGs プラットフォーム」は、令和 4 年に創設し、R8 年 4 月 9 日時点で 1,911 会員となっており、県民、企業、教育機関など様々な団体が SDGs に関する取り組みを発信している。 <p>【協力依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの職員に「マスターズ」への登録をお願いしたい。 (登録期間は単年度限り、毎年度新規登録が必要) ○ 登録いただいた「マスターズ」向けの研修会を 8 月頃に実施予定のため、研修への積極的な参加についてご協力をお願いしたい。 ○ 今年度は、自発的自治体レビュー (VLR) を活用したイベントや県民参加型イベントを予定しているので、是非、参加について各部局のご協力をお願いしたい。 ○ 「おきなわ SDGs プラットフォーム」については、各課においても取組やイベント周知を発信することができるので、是非、発信をお願いしたい。(登録方法は当室にご連絡いただきたい) ○ あわせて、各部局における関係機関(企業・団体・教育機関等)にもプラットフォームの周知のご協力をお願いしたい。 <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 月 「SDGs マスターズ」の募集開始 8 月頃 自発的自治体レビュー (VLR) を活用したイベント開催 10 月頃 県民向けイベント開催

沖縄県職員SDGsマスターズ登録制度について

沖縄県職員マスターズとは…

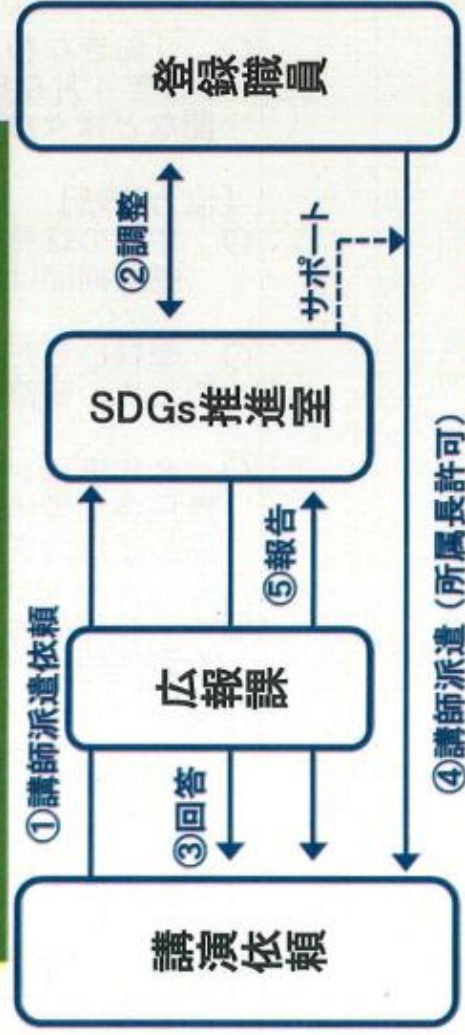
沖縄県におけるSDGsの推進に向け、SDGsの普及啓発に係る取組に協力いただける職員を登録する制度です。 ※R7登録職員67名 (R6 43名)

マスターズの皆様に期待されている役割や取組

- (1) 「おきなわ県政出前講座」等の講師
- (2) 企画調整課主催のSDGsの普及啓発に関するイベント、ワークショップ等への協力
- (3) 各部署、各課におけるSDGsの自主的な勉強会等の企画・実施
- (4) その他、SDGsの普及啓発に必要な取組への協力



【県政出前講座における講師派遣の流れ】



【各部署・各課における勉強会等】

勉強会の企画については、登録職員が主体的に取り組むこととなります。(任意、所属長の了解が必要)

勉強会等の実績は、年度末の実績調べの際に報告いただく予定です。

【研修等への協力等】

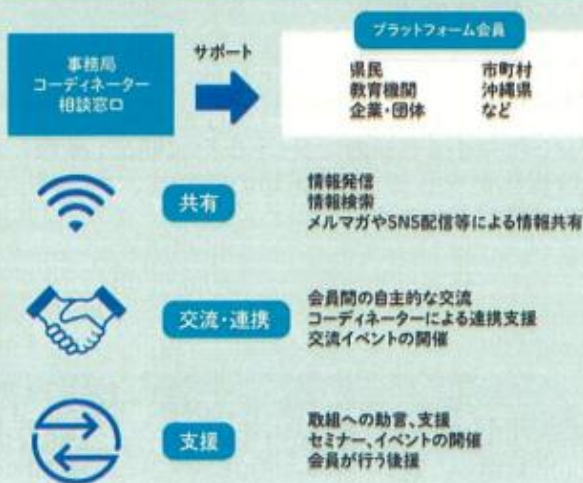
適宜、相談させていただきます。

④講師派遣(所属長許可)
※原則として旅費は所属負担(適宜調整)

おきなわSDGsプラットフォーム のご紹介

SDGsの普及啓発や参画の促進のため、
会員のみなさまの活動や情報発信をサポート!

おきなわSDGsプラットフォーム



「おきなわSDGsプラットフォーム」は、沖縄県内において、SDGsに関連する活動に取り組んでいる、又は関心を持っている企業、団体、自治体、個人等の「情報共有」及び「交流・連携」を図る場として創設されました。

SDGsの目標達成と地域課題の解決に向けた取組の全県的な展開とSDGsの主流化に向け、県民、企業・団体等の多様な参画を促進し、様々な取組やビジネスの創出に向けたコーディネートや交流支援、情報発信等を行って参ります。

▼URL

<https://www.okinawa-sdgs.jp>

▼QRコード



対象

●県内

SDGsの達成、地域課題の解決に取り組む県内の企業・団体、個人など

※団体は県内に所在する団体、教育機関・市町村など。

※個人は県内在住の方に限ります。

●県外

沖縄県におけるSDGsの取組の活性化、及び地域課題の解決に取り組む県外・国外の企業・団体など

※県外、国外に所在する企業・団体、教育機関・地方自治体など。

※県外在住の方の個人登録はできません。

プラットフォームの主な機能

[共有] 本サイトでの情報発信や情報検索機能の提供、メルマガやSNS配信等による情報共有

[交流・連携] 会員間の交流促進、コーディネーターによる連携支援、交流イベントの開催

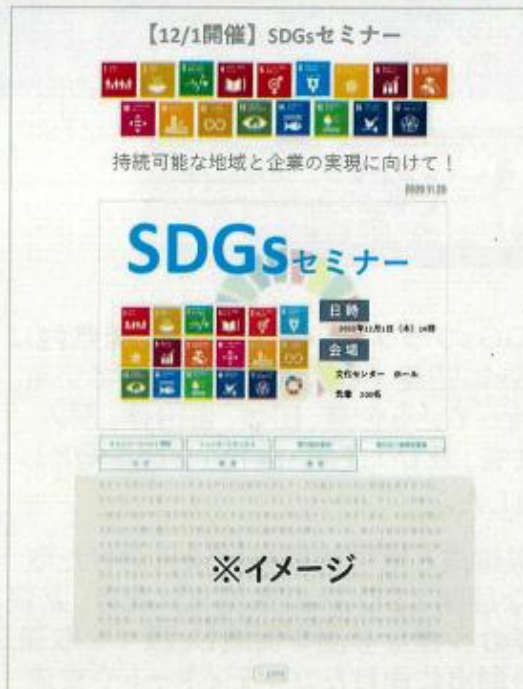
[支援] 会員の取組への助言、支援、セミナー、イベントの開催及び後援

メリット

- ・本サイトへの取組情報の掲載、メルマガやSNS配信により効率的な情報発信ができます。
- ・プラットフォームにおける活動を通して、会員相互の交流・連携を図ることができます。
- ・コーディネートや取組支援などの会員向けサポートを受けることができます。
- ・本プラットフォームが主催する会員限定のイベントなどに参加することができます。

取り組みの登録

おきなわSDGsプラットフォーム会員になることで、
どなたでも取組情報を掲載可能!



おきなわSDGsプラットフォーム会員の
みなさまのSDGs取組をプラットフォーム
サイトに自ら掲載することができます。

例)

- ・SDGs関連がテーマのセミナー、講演会、フォーラム、勉強会、ワークショップなどのイベント情報
- ・SDGsに関連する取り組みのニュースリリース
- ・SDGs取り組み事例の情報発信
- ・協力先や連携先などの募集案内

<情報掲載の流れ>

会員登録後、ログインしたマイページ内でタイトルや説明文、画像、リンクなどを設定して情報掲載を登録し、事務局の確認後、プラットフォームサイトへ情報が掲載されます。

※イメージ

おきなわSDGsプラットフォーム会員の
みなさまが抱えるSDGs推進に関する
相談にお答えします!

コーディネーター相談窓口

おきなわSDGsプラットフォームのコーディネーター相談窓口では、プラットフォーム会員のみなさまが抱える課題に対して、各種支援機関や研究機関、各種専門家等と連携し、コーディネーション(県内外の企業間・業界間・産学官連携)および各種情報提供等の支援を行います。

※本相談窓口は、課題解決のパートナーや提案者がみつかることを保証するものではありません。



- Step1 申請フォームより相談申込
- Step2 事務局にてヒアリング/対応策の提案や関連情報の提供
- Step3 課題解決に向けた各種サポート/課題解決に向けた情報提供や連携先のマッチング等

新着情報配信 (メールマガジン・LINE)

おきなわSDGsプラットフォーム会員のみなさまが登録した取組や事務局からの最新情報をメールマガジンやLINEで発信します!



会員登録の際、会員向けメールマガジンの配信(任意)の項目で「希望する」を選択ください。

配信

おきなわSDGsプラットフォーム事務局
platform@okinawa-sdgs.jp



▼URLで追加
<https://lin.ee/tQve5SRZ>

※おきなわSDGsプラットフォーム会員以外の方も友だち追加可能です。

▼QRコードで追加



意見交換事項等

所管部局：企画部

件名	「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会 中間取りまとめ」について
内容	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内離島町村においては、令和6年度末に渡名喜村の職員の不足が報道されるなど、人材確保が課題となっている。 ○ また、都市部においても、専門人材を中心として人材不足が指摘されるなど、県全体として、持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けて取り組む必要がある。 <p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年4月の沖縄振興拡大会議における決定を踏まえ、県と4市（市長会推薦）・4町村（町村会推薦）により、「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会」が設置された。 ○ 検討会では、総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の報告書（令和7年6月）も踏まえ、人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足が深刻化する中で、県内の離島・過疎地域をはじめとする市町村の行政サービスのあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理・対応のあり方の検討を行っている。 ○ 令和7年度の検討会では、本県の市町村を取り巻く環境と県内の取組の現状について認識を共有するとともに、「国民健康保険分野」及び「土木建築分野」を取り上げ、事務執行上の課題と対応について議論し、本年3月、「中間取りまとめ」として取りまとめた。 ⇒ 検討会の構成員から大城副知事に報告（同月27日） <p>【対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係部局においては、「中間取りまとめ」に示されている対応方策の検討内容を参考として、各分野の実情を踏まえて更に検討を深め、対応方策の具体的な実行に向けて取り組んでいただきたい。 ○ また、令和8年度も、引き続き同検討会において検討を進める予定としており、同検討会において検討の対象とする行政分野の所管部局におかれては、御協力をお願いしたい。

持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会の概要

- 令和7年4月の沖縄振興拡大会議において、県内離島・過疎地域における持続可能な行政サービスのあり方について議論し、離島以外の市町村も含めた市町村と県との意見交換の場を設置することが決定されたことを踏まえ、「**持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会**」を設置。
- 総務省の「**持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会**」の報告書（令和7年6月）も踏まえ、人口減少下において、地域の担い手を含めた資源の不足が深刻化する中で、沖縄県内の離島・過疎地域をはじめとする市町村の行政サービスのあり方を持続可能なものにしていくため、具体的な課題の整理・対応のあり方の検討を行う。

主な検討内容

総務省研究会報告書（令和7年6月）

- 市町村における**各事務の処理に関する課題に応じた対応方策**を検討し、これまでとは異なる**新たな視点**で運用や制度の見直しの議論を進める
- **各都道府県が**、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**（国としても具体的な対応方策について一定の選択肢を提示）

本検討会

- 沖縄県内市町村における行政サービスの提供に係る**具体的な課題の整理**
- **具体的な事務分野ごとの対応方策の検討**
（事務の簡素化、水平連携・垂直補完、民間活用、デジタル技術の活用等）

構成団体

沖縄県、市（那覇市、石垣市、名護市、うるま市）、町村（国頭村、伊江村、読谷村、与那原町）

令和7年度のスケジュール

- | | | |
|-----|---------------|---------------------------------|
| 第1回 | 令和7年8月26日（火） | 市町村を取り巻く環境、取組の現状と課題等について認識を共有 |
| 第2回 | 令和7年12月23日（火） | 行政分野ごとの事務執行上の課題と対応について議論（国保・土木） |
| 第3回 | 令和8年3月27日（金） | 中間取りまとめ |

持続可能な行政サービスのあるあり方に関する検討会 中間取りまとめ（概要）

1. 沖縄県の市町村を取り巻く環境

- 沖縄県の人口は、復帰以降増加基調にあったが、令和6年10月1日現在の人口推計では約146.6万人（3年連続の減少）となった※1。国立社会保障・人口問題研究所の推計※2によると、2050年には約139.1万人まで減少
- 市町村においては、専門人材の不足のほか、特に離島町村をはじめとして、一般行政職員の不足も課題
- ⇒ 市町村は、義務的・定型的な事務に大半のリソースを充てざるを得ず、企画立案を伴う事務をはじめとする、市町村が本来注力すべき事務に注力できなくなっているのではないか。

2. 行政分野ごとの事務執行上の課題と対応

- 検討会では、具体的な分野ごとの課題・対応方策を検討（事務の簡素化、広域連携、外部委託、デジタル活用等）
- 令和7年度は、構成市町村のほか離島町村等でも課題感の強い「国民健康保険分野」・「土木建築分野」を対象に検討
- 検討に当たっては、総務省研究会報告書・他の都道府県の取組例等も参考にした。

土木建築分野

- ① 発注関係事務等（維持管理業務を含む。）
 - ・ 技術職員が不足・未配置（一方、県の技術職員も不足しており、市町村の補完のためのリソースが不足）
 - ⇒ 県において、市町村からの相談窓口の一覧化など、市町村がより相談しやすい体制・手法について検討
 - ⇒ 橋梁点検業務の地域一括発注方式の活用促進
- ② 損傷箇所の確認（道路）
 - ・ 道路損傷箇所の発見・対応のためのリソース不足・システム未導入
 - ⇒ 県と共通の道路通報システムを市町村が利用することによる連携等を検討

国民健康保険分野

- ① 資格管理
 - ・ 一部の市町村では資格喪失等に係る申請のオンライン化等が進んでいる一方、県内での事例は少数
 - ⇒ 県による市町村の先進事例の情報提供等を検討
- ② 保険料の賦課・決定・徴収
 - ・ 保険料(税)水準の統一については、県国保運営方針（第3期）では、令和6年度からの統一を見送り
 - ⇒ 県において、引き続き具体的な検討を進める必要
 - ・ 保険料の納付勧奨や徴収事務は、これまで共同処理の検討が進められてこなかった。
 - ⇒ 小規模団体での共同処理の実証を検討
- ③ 保険給付
 - ・ 毎月発生する保険給付費等支払事務が負担
 - ⇒ 県から国保連への直接支払いを検討
- ④ 保健事業、特定健診、特定保健指導
 - ・ 離島町村等を中心に保健師が不足し、実施に支障
 - ⇒ 特定町村への退職保健師等の人材バンクの活用促進

意見交換事項等

所管部局：環境部

件名	PFOS 等調査について
内容	<p>1 牧港補給地区周辺の PFOS 等調査について</p> <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度及び令和6年度に実施した全県的なPFOS等の水質調査において、令和6年度の浦添市の調査地点である西洲3丁目地先排水函渠出口（以下、「函渠出口（中央）」という）で指針値（PFOS及びPFOAの合計値 50ng/L）超過を確認した。 ○ このことから、浦添市の指針値超過地点周辺の PFOS 等の汚染実態の把握を目的に水質モニタリング調査等を実施した。 なお、浦添市の調査地点の上流側には牧港補給地区が位置することから、同地区との関連性も含めて調査を実施した。 <p>【調査結果】 ※水質調査結果一覧、調査地点図は別添1のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和7年1月及び9月に牧港補給地区周辺 10 地点で水質調査を行ったところ、函渠出口（中央）（別添資料 調査地点1）で 400ng/L、170ng/L が検出され、令和7年9月に新たに追加した調査地点となる函渠出口（中央）の上流側であって、同函渠と牧港補給地区内の雨水排水路の接続箇所（別添資料 調査地点11）で 310ng/L が検出された。 ○ これらの調査結果等から、牧港補給地区内にPFOS等の汚染源が存在する可能性も考えられる。 <p>【今後の方針等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度以降は、牧港補給地区周辺で検出されている PFOS 等の汚染源の推定に向けた調査を実施する。 ○ また、牧港補給地区内に汚染源が存在する可能性も考えられることから、沖縄防衛局を通して米軍側へ同地区の PFOS 等に係る使用・保管履歴等の情報提供を求めている。（令和8年3月12日付けで沖縄防衛局あて情報提供依頼に係る文書発出） ○ 牧港補給地区への立入等申請については、沖縄防衛局の回答内容及び同地区周辺の PFOS 等に係る調査を踏まえながら検討していきたい。

2 普天間飛行場周辺の令和7年度PFOS等調査について

【経緯】

- 普天間飛行場周辺で行っている有機フッ素化合物汚染源調査の令和7年度報告書を、去る4月17日（金）に環境保全課ホームページに掲載し、公表した。
- 同調査では、令和3年度に専門家会議を設置し、令和4～6年度にかけて、PFOS等汚染源の科学的根拠を得ることを目的に調査・検討が行われた。令和6年度には、専門家会議において、PFOS等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性が更に高まったと総括された。
- 令和7年度以降の調査では、汚染源の特定に向けこれまでの調査地点に加え、普天間飛行場周辺の未調査の湧水12地点で水質調査を実施した。

【調査結果】 ※調査結果、調査地点等は別添2のとおり。

- 調査の結果、普天間飛行場内を経由した地下水下流側では国の指針値50ng/Lを上回るPFOS等が継続して確認された。また、これまで未調査の調査地点12地点中10地点においても、国の指針値50ng/Lを上回るPFOS等が検出される湧水が新たに確認された。

特に高濃度のPFOS等（PFOS+PFOA）が検出された湧水：

- ・イジュンガー 3,000ng/L（宜野湾市大山）
- ・カンジャーガー 2,600ng/L（宜野湾市大山）
- ・カーグワー 790ng/L（宜野湾市大山）

【今後の方針等】

- 新たにPFOS等が検出された湧水については、現在、宜野湾市において、飲料に供しないよう注意を呼び掛ける看板等の設置を検討していると聞いている。
- 県としては、今年度（令和8年度）も、普天間飛行場周辺でのPFOS等汚染状況の調査を継続することから、新たにPFOS等が検出された湧水についても、水質モニタリングは行っていく予定としている。
- PFOS等汚染源確認のための普天間飛行場への立入調査については、再申請に向け、現在、関係部局と準備を進めており、早期に手続きを行いたいと考えている。

表1:令和7年度牧港補給地区周辺 10 地点水質調査結果

調査地点	採水日	PFOS (ng/L)	PFOA (ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	PFHxS (ng/L)	6:2FTS (ng/L)
1. 西洲3丁目地先排水函渠出口 (中央)	R7.9.8	140	34	170	94	9.9
2. 西洲3丁目地先排水函渠出口 (南側)		5.1	0.3	5.4	3.9	<0.1
3. 西洲3丁目地先排水函渠出口 (北側)		10	3.2	14	11	<0.1
6. 小湾川		4.9	1.5	6.4	7.5	0.1
7. シリンカー		18	4.0	22	7.4	0.1
8. 仲西ウブガー		17	8.1	25	8.2	<0.1
9. 屋富祖メヌカー		12	3.7	15	5.2	<0.1
10. 浦添市宮城2丁目地内拝所井戸		11	1.7	13	8.6	0.2
11. 牧港補給地区雨水排水接続地点 A		260	55	310	100	17
12. 牧港補給地区雨水排水接続地点 B		5.9	2.2	8.2	15	1.0

※PFOS+PFOAの値は、数値の丸めの関係でPFOSとPFOAの和と一致しない場合があります。

※分析結果については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成25年3月27日「環水大発第1303271号」）に準じ、有効数字2桁（3桁目切り捨て）としているほか、合計値はいずれかの物質が定量下限値未満の場合は定量下限値を用いて計算しています。

表2:令和6年度牧港補給地区周辺 10 地点水質調査結果

調査地点	採水日	PFOS (ng/L)	PFOA (ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	PFHxS (ng/L)	6:2FTS (ng/L)
1. 西洲3丁目地先排水函渠出口 (中央)	R7.1.31	350	53	400	110	6.6
2. 西洲3丁目地先排水函渠出口 (南側)		19	2.9	22	6.9	<0.1
3. 西洲3丁目地先排水函渠出口 (北側)		6.5	1.8	8.4	3.3	<0.1
4. 西洲2丁目沿岸		0.5	0.2	0.7	0.5	<0.1
5. 浦添北IC付近沿岸		1.8	0.9	2.7	1.1	<0.1
6. 小湾川		0.4	0.2	0.7	0.4	<0.1
7. シリンカー		9.4	2.5	11	5.5	0.1
8. 仲西ウブガー		15	7.9	23	7.9	<0.1
9. 屋富祖メヌカー		13	5.6	19	4.9	<0.1
10. 浦添市宮城2丁目地内拝所井戸		6.1	0.6	6.8	6.8	<0.1

※PFOS+PFOAの値は、数値の丸めの関係でPFOSとPFOAの和と一致しない場合があります。

※分析結果については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成25年3月27日「環水大発第1303271号」）に準じ、有効数字2桁（3桁目切り捨て）としているほか、合計値はいずれかの物質が定量下限値未満の場合は定量下限値を用いて計算しています。

<参考>表3:令和6年度全県水質調査結果(浦添市)

調査地点	採水日	PFOS (ng/L)	PFOA (ng/L)	PFOS+PFOA (ng/L)	PFHxS (ng/L)
西洲3丁目地先排水函渠出口	R6.9.5	130	39	170	100

※ここでの「西洲3丁目地先排水函渠出口」は、「西洲3丁目地先排水函渠出口 (中央)」と同地点となる。



図1: 牧港補給地区周辺水質調査地点(広域図)



図2: 牧港補給地区周辺水質調査地点(詳細図)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1. 西洲3丁目地先排水函渠出口(中央) | 7. シリンカー |
| 2. 西洲3丁目地先排水函渠出口(南側) | 8. 仲西ウブガー |
| 3. 西洲3丁目地先排水函渠出口(北側) | 9. 屋富祖メヌカー |
| 4. 西洲2丁目沿岸 | 10. 浦添市宮城2丁目拝所井戸 |
| 5. 浦添北IC付近沿岸 | 11. 牧港補給地区雨水排水接続地点A |
| 6. 小湾川 | 12. 牧港補給地区雨水排水接続地点B |

※ 令和6年度末(R7.1.31)に実施した水質調査地点は、地点番号1~10の計10地点。

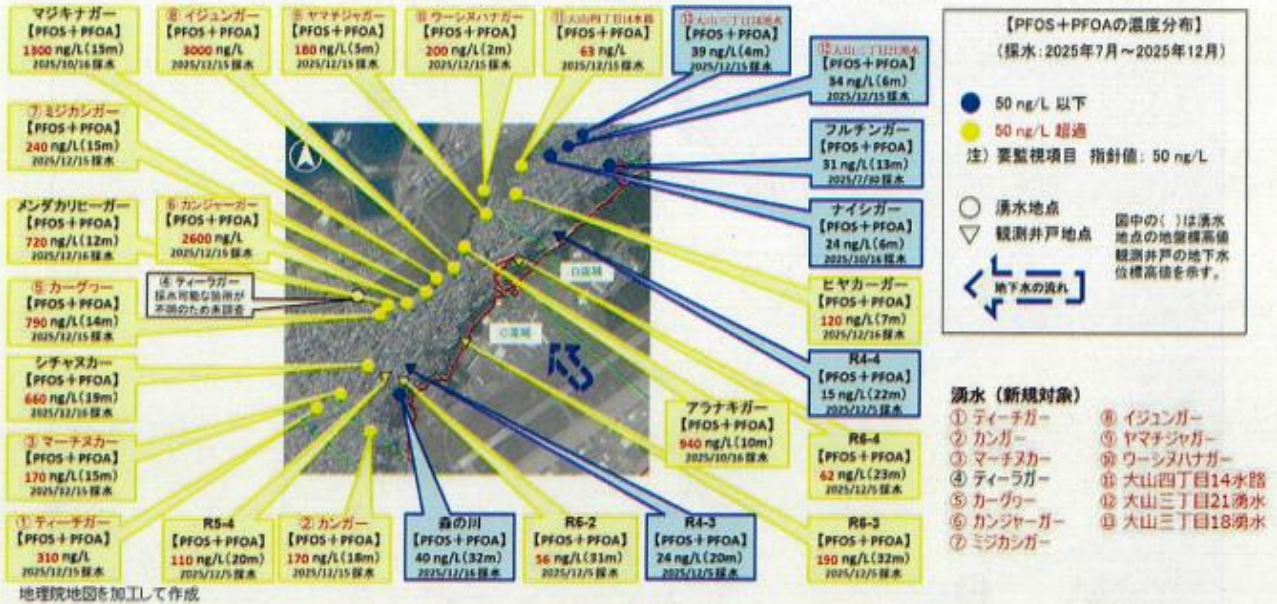
※ 令和7年度(R7.9.8)に実施した水質調査地点は、地点番号1~3、地点番号6~12の計10地点。

※ 調査地点の種類は、地点番号1~3、11、12は水路(雨水排水路)、地点番号4、5は海域、地点番号6、7は河川、地点番号8~10は湧水等となる。

2 普天間飛行場周辺の令和7年度PFOS等調査について

新規の湧水地点における調査結果

※赤字の湧水名が新規調査地点



平成28年度以降実施モニタリング地点での直近の結果



意見交換事項等

所管部局：こども未来部

件名	こども・若者モニターの活用について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <p>(1) こども未来部では、昨年度から、沖縄県こども・若者計画に基づき、こども・若者の意見を聴取し、施策に反映させるための取組として、「こども・若者モニター事業」を実施している。</p> <p>(2) 令和7年度は、県内在住のこども・若者（小学生～20代）のモニターを募集し、180名が登録した。</p> <p>(3) 各部局がこども・若者の意見を聴取できる仕組みづくりを構築しており、令和7年度は、2部4課室がモニターを活用してアンケートを実施した。（別添実績紹介参照）</p> <p>(4) 令和8年度も引き続き「こども・若者モニター事業」を実施する。6月頃から、モニター登録者に対して、アンケート方式による意見聴取を開始できるよう委託事業者選定作業中。</p> <p>（参考）沖縄県こども・若者計画 第5章</p> <p><u>②こども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進</u></p> <p><u>意見表明サイトに登録するこども・若者から意見を募集するこども・若者モニター事業を実施するなど、（略）こども・若者の意見を県の幅広い施策に反映させる取組を推進します。</u></p> <p>【依頼】</p> <p>(1) 今後、各部局あて、モニターを活用したアンケート実施の意向について、照会を行う予定である。</p> <p>(2) 各部局におかれては、積極的に同モニターの仕組みを活用いただき、こども・若者の意見聴取、施策反映の取組を推進願いたい。</p>

令和7年度こども・若者モニター活用実績紹介

こども未来部では、こども・若者の声を県の施策に反映させるため、「こども・若者モニター」制度を運用しています。昨年度、当モニターを活用し、各部局がこども・若者の目線に合わせた工夫を凝らして実施したアンケートの好事例を4件ご紹介します。今年度の計画策定や事業立案におけるモニター活用の参考として、ぜひお役立てください。

【事例1】子育て支援課

「健やか親子おきなわ2025（仮称）」計画案に対するご意見募集）

募集期間：令和7年11月21日～令和7年12月4日

【事例2】交通政策課

次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）アンケート

募集期間：令和7年12月17日～令和8年1月15日

【事例3】こども若者政策課・こども家庭課

沖縄県こどもの権利条例（仮称）制定に向けたこどもアンケート

募集期間：令和7年12月24日～令和8年1月30日

【事例4】企画調整課 SDGs 推進室

沖縄の未来を描く「SDGsガイドブック（仮称）」制作アンケート

募集期間：令和8年1月8日～令和8年1月12日

※事例1

イラストも活用し、わかりやすく



※事例2

易しい言葉で呼びかけ



意見交換事項等

所管部局：農林水産部

件名	県内農林水産物 PR イベントについて
内容	<p>【概要・内容】</p> <p>1 「パイナップル旬入り」のイベント開催 目的：沖縄県産パイナップルの出荷最盛期を迎えるにあたり、石垣市にて県内外の市場や消費者に向けて、旬入り宣言セレモニーを行うことにより、認知度向上及び消費拡大を図る。 開催日時：令和8年5月1日（金）11時～11時30分 開催場所：JA ファーマーズマーケット八重山 ゆらていく市場 主催：沖縄県農林水産物販売促進協議会（協力：沖縄県、JA おきなわ、石垣市） 主なイベント：パイナップル試食提供・パイナップルが当たるじゃんけん大会・ノベルティグッズ配布（予定）</p> <p>2 「ゴーヤーの日」のイベント開催について 目的：沖縄の夏野菜でウリ科を代表するゴーヤーの魅力を発信するため、5月8日に「ゴーヤーの日」宣言セレモニーを宮古島市にて実施し、県内外の市場や消費者等に対する認知度向上及び消費拡大を図る。 開催日時：令和8年5月8日（金）8時30分～9時 開催場所：JA ファーマーズマーケット宮古あたらす市場 主催：沖縄県農林水産物販売促進協議会（協力：沖縄県、JA おきなわ、宮古島市） 主なイベント：オープニングセレモニー・ゴーヤーが当たるじゃんけん大会（予定）</p> <p>3 「黒糖の日（5月10日）」のイベント開催 目的：「沖縄黒糖」及び「黒糖の日」のPRを行い、沖縄黒糖の消費拡大を図る。 開催日時：令和8年5月10日（日）10時～18時 開催場所：サンエー那覇メインプレイス（1階中央コート） 主催：沖縄県含みつ糖対策協議会 主なイベント：「黒糖の日」オープニングセレモニー・黒糖・黒糖利用商品の紹介、物販等</p> <p>【今後の対応】 今回の各種イベントをとおり、関係団体等と連携し県内外へ県産農林水産物の消費拡大に努めていく。</p>

意見交換事項等

所管部局：商工労働部

件名	県内経済団体との意見交換について
内容	<p>【経緯・現状】 商工労働部では、緊迫化する中東情勢に伴う原油高や、物価高騰が県内企業に及ぼす影響について、関係団体から直接意見聴取を行っている。</p> <p>聴取を行った団体、今後聴取を行う予定の団体は下記のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 沖縄県中小企業団体中央会（4/16 聴取） 2. 沖縄県商工会連合会（4/16 聴取） 3. 沖縄県商工会議所連合会（調整中） 4. (一社) 沖縄県経営者協会（4/16 聴取） 5. (公社) 沖縄県工業連合会（4/16 聴取） 6. 沖縄経済同友会（4/13 聴取） 7. 沖縄県中小企業家同友会（4/17 聴取） 8. (一社) 沖縄県情報産業協会（4/9 聴取） 9. 連合沖縄（4/16 聴取） <p>【各団体からの主な意見は下記のとおり】</p> <p>(1) 全体的な状況について 今後3～4ヶ月後を目処に、原油やLNG価格の上昇が電気料金や物流コスト等に転嫁され、物価全般に影響が及ぶ可能性が指摘されている。</p> <p>一部では輸入や供給の抑制に関するリスクも考えられ、原材料の安定確保への影響にも関心が集まっている。</p> <p>米国大統領の動向など政治的な不確実要素もあり、将来の予測が難しい状況となっている。</p>

(2)特定業界への影響について

建設業界では、メーカーからの資材供給や価格を巡る状況変化が報告されており、一部で工事の受注や引き渡し時期に影響が出始めている。

公共工事においては、前年度予算で単価が決定されているため、入札後の人件費変動への対応が課題となっており、公共事業の入札への影響が注視される。

燃油サーチャージの上昇が旅行需要に影響を与え、観光業に影響が及ぶ可能性も考えられる。

(3)国民生活・雇用への影響について

石油を原料とするプラスチック製品や包装資材、紙製品など、一部の生活関連品において、供給や価格の動向が注視されている。

今年の春闘は、情勢が変化する前に妥結した大手企業を中心に、一定のベースアップが見られたが、中小企業においては、コストの状況が賃上げの判断に影響する可能性がある。

【今後の対応】

今後国や県において必要とされる対策が生じた際に、今回のような意見交換を継続的に行いながら、現場の声やニーズに即した的確な施策や支援策を速やかに立案・実施していく。

併せて、現在商工労働部で準備を進めている新たな支援メニューについて、引き続き周知を行う。

- ・ 賃上げ・生産性向上緊急支援事業
- ・ 適正な価格転嫁応援プロジェクト 等

※令和8年4月1日より開始した県単融資「賃上げ支援資金」については、現在、多数の申し込みがあり、一部の取扱金融機関（2行）において、受付を停止している。

意見交換事項等

所管部局：文化観光スポーツ部

件名	「第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会」の設置について
内容	<p>【経緯・現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外に在住する県系人をはじめ、沖縄にゆかりのある人々が母県に集い、各種イベントなどを通して、世界のウチナーネットワークの強化を図るとともに、移民の歴史や沖縄の文化等に対する理解促進を図りつつ、ネットワーク継承の担い手となる次世代の育成等を目的に、平成2年(1990年)の第1回大会から概ね5年ごとに、「世界のウチナーンチュ大会」が開催されてきた。 ※2000年の沖縄サミット、2021年のコロナ禍での翌年延期を除く ○ 令和8年度より文化観光スポーツ部内に「第8回世界のウチナーンチュ大会開催準備室」を設置、4名体制で大会開催に向けた準備作業を開始。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外県系人と県民、行政や民間が一体となって、各種取り組みを推進する必要がある。 <p>【県の対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同大会の推進に向け、令和8年5月29日(金)にウチナーンチュ大会実行委員会設立総会を開催する。 大会主催団体として、県(県四役、県警本部長、部局長、会計管理者)、市長会、町村会等の行政機関及び経済、金融、マスコミ、国際交流、文化等の民間団体から約140名程度で構成される予定。 ○ 大会開催時期は「世界のウチナーンチュの日」である10月30日を含む期間を予定しており、実行委員会にて決定する。 ○ 海外県系人との交流のほか、移民の歴史啓発や次世代への継承等、多くの県民や関係者が参加のできるようなイベントの実施について、関係部局、市町村、関係団体等と連携を図りながら検討していく。

意見交換事項等

所管部局：教育庁

件名	<p align="center">高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）について ～2040年に向けた「ネクストハイスクール」について～</p>
内容	<p>【グランドデザインの背景・必要性】 ○2040年には、少子高齢化、生産年齢人口の減少、地方の過疎化や労働力のギャップ等が一層深刻化することが指摘されている。（2040年問題）。 →こうした社会状況の大きな変化に対応する人材を育成するため、高校教育改革を推進し、強い経済や地域社会の基盤となる産業イノベーション人材を育成していくことが示された。</p> <p>【高校教育改革の方向性】～2040年に向けた高校の姿 （視点1）不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長 （視点2）我が国の地域の経済・社会の発展を支える人材育成 （視点3）一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保</p> <p>【高校教育改革の充実に向けた支援】 (1) 「高等学校教育改革実行計画」の策定 都道府県において、令和8年度に「高等学校教育改革実行計画」を策定し、国は令和9年度以降「高等学校教育改革交付金（仮称）」を構築し、高校生の学びを支援するという方針が示された。 (2) 高校教育改革の先導拠点の創出（令和8年度から令和10年度） パイロットケースとして、高校教育改革の先導的な学びの在り方を構築する改革先導拠点を創出することが示された。先導拠点として、3類型に基づき最大4拠点まで創出することができる。 類型1－アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援 類型2－理数系人材育成支援 類型3－多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保</p> <p>【本県の改革先導拠点候補について】 類型1－専門高校、普通高校（総合学科） 類型2－普通高校 類型3－教育機関</p>

意見交換事項等

所管部局：病院事業局

件名	経営再建計画の策定について
内容	<p>【計画策定の目的】 県立病院は、地域医療提供体制の確保を図り、救急医療、小児・周産期医療、災害医療、離島・へき地医療等の政策医療・不採算医療を提供する重要な役割を持続的に担っていく必要がある。</p> <p>しかしながら、コロナ禍以降の患者の受診行動の変容に伴う患者数減や、近年の物価高騰・人件費上昇等の影響もあり、令和6年度決算が過去最大の赤字（純損失約99億円）となるなど、県立病院の経営は極めて厳しい状況にある。</p> <p>このため、経営基盤の強化・収支改善の取組により資金繰りを改善し、所要の繰入がなされた上で自律的に経営を継続できる経常黒字の状態へと回復させる必要があることから、現行の経営強化計画（R5～R9年度）について、新たに労働生産性の向上等を目標に掲げ、令和7年度から向こう5年間（～R11年度）の「経営再建計画」として改定することとし、令和7年度末に、同計画をとりまとめたところである。</p> <p>【経営再建に係る主な課題】 病院事業は、病院運営の主な収入である医業収益に占める給与費の割合（給与費比率）が全国平均を大きく上回り、人件費と収益のバランス適正化が主な課題の一つとなっていることから、主体的努力による経営改善を推し進めていく必要がある。</p> <p>併せて、昨今の物価高騰等の社会経済情勢や、島嶼県としての物流コスト高等の本県特有の事情・不利性等も踏まえ、地方交付税措置や診療報酬制度・補助制度の拡充・創設等の更なる要望に向けて、全国病院団体・知事会等とも連携しながら取り組んでいく必要がある。</p> <p>【今後の対応方針】 今回策定した再建計画を踏まえ、令和8年度以降、病院毎の様々な個別課題をさらに詳細分析のうえ、病院毎の個別目標設定や取組の一層の具体化、収支計画の実効的な見直し等を行っていく。</p>